

第27回

参議院議員通常選挙

7/20(日)
7:00 ~ 20:00

参議院議員の任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。
私たちの一票は、自分の意思を政治に反映させる重要な意義を持っていますので、
棄権せずに投票しましょう！



市 HP

固選挙管理委員会事務局 Tel 74-8794

投票について



●対象者

以下のすべての要件に当てはまる方

- ・令和7年4月2日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方
- ・18歳以上(平成19年7月21日以前生まれ)の方

投票所入場券を郵送しています

選挙の際に必要な投票所入場券を順次郵送しています。なお、投票所入場券を紛失した場合でも、投票所の受付係に申し出ることによって投票は可能ですので、棄権しないようにしましょう。

選挙公報をお届けします

選挙公報を自宅までお届けしますので、投票までに候補者・政党の考え方や政策を確認しておきましょう。7月16日(水)までに届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

投票所のバリアフリーについて

●車いすの配置

投票所内では付き添いの方に代わり、係員がお手伝いをしますので、お声がけください。

●座位記載台の配置

車いすに乗ったまま記入できます。

●点字器・点字用候補者名簿の配置

目の不自由な方は点字で投票できます。

●老眼鏡の配置



●仮設スロープの設置(一部の投票所のみ)

●土足用マットの設置(一部の投票所のみ)

市役所、海洋センター、旧石山中学校、北・南・東地区コミュニティセンター、宮川集会所では靴を脱がずにそのまま投票できます。

※土足用マットが設置されない投票所において、靴の脱ぎ履きでお手伝いが必要な方は、係員にお声がけください。

●代理投票について

身体の障がいなどで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が候補者の氏名・政党名などを代理で投票用紙に記入します。

投票場所が砂川中学校の方へ

現在、義務教育学校の建設工事が行われているため、敷地内への乗り入れを禁止していますが、投票日に限り、校舎正面に車を駐車することができます(8台程度)。



投票所来場カードを発行します！

従来の「投票済証明書」に代わり、期日前投票所および各投票所(投票日当日)で、「投票所来場カード」を発行します。ご希望の方は係員までお声がけください。



投票日に投票ができない方へ



やむを得ない理由により投票日に投票ができない方は、期日前投票、不在者投票をすることができます。

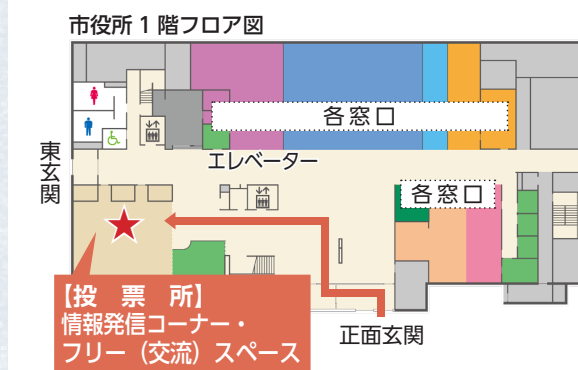
●期日前投票の対象

- ①仕事がある方
- ②旅行やレジャーなどの用事がある方
- ③冠婚葬祭の予定がある方
- ④疾病や妊娠などにより投票所へ行けない方
- ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合
- ◎投票所入場券(裏面)の宣誓書を事前に記入し、受け付けすることで投票を円滑に行うことができますので、ご協力をお願いします。

●不在者投票の対象

- ①出張などにより市外にいる方
- ②選挙人名簿に登録されていても、期日前投票を行おうとする時点で満18歳に達していない方
- ③指定施設(市立病院、慈恵会病院、福寿園、福祉複合施設、ねんりん館)に入院、入所している方
※施設内で不在者投票ができます。詳しくは施設担当者へお問い合わせください。

市役所で期日前投票・不在者投票ができます



投票用紙などの請求について

マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンなどからオンラインで投票用紙などを請求することができます。請求方法については市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

【期日前投票・不在者投票ができる期間(不在者投票の対象③を除く)】

7月4日(金)～7月19日(土) 8:30～20:00(土・日曜日投票可)

●郵便等投票について

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票ができる不在者投票制度(郵便等投票)があります。事前に郵便等投票証明書発行の申請が必要となりますので、有効期限が切れている方や新たに手続きをされる方は、お早めに申請してください。

【対象】 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかを持っている方で、次の項目に該当する方

- ①身体障がい者
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
 - ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方
- ②戦傷病者
 - ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方
- ③介護保険法上の要介護者
要介護状態区分が要介護5の方

【請求期限】 7月16日(水)まで

【郵便等投票証明書の有効期限】 発行日から7年間

※要介護者については、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。

開票について



- とき 7月20日(日) 21:00～(受付20:30～)
 - 対象 市の選挙人名簿に登録されている方
 - ところ 地域交流センターゆう 大ホール
 - 定員 30人(受付順)
- ※開票速報は市ホームページで公表します。